

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年11月5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：29件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	燃料プール冷却材浄化系ろ過脱塩器（A）ドレン弁に開閉表示用リミットスイッチの動作不良（全閉時開閉表示ランプ両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
2	1号機	1号機用送電線開閉所断路器操作箱内の制御電磁弁より空気漏えいが認められたため、対応検討	C	
3	2号機	エリア放射線モニタ（廃棄物処理系増設地下貯蔵設備1階作業室）に一時的な指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該モニタを点検・修理	C	
4	3号機	低圧復水ポンプ軸シール水流量スイッチ（A、B、C）点検において、リミットスイッチのローラに摩耗が認められたため、当該計器を交換	D	
5	3号機	タービン建屋ストームサンプピット水位発信器点検において、水位測定用バブラ（空気）圧力制御ユニット減圧弁にリークが認められたため、当該圧力制御ユニットを交換	D	
6	3号機	原子力安全基盤機構（JNES）による定期検査安全保護系検出器要素性能校正検査において、点検データ記載の計器精度に誤記が認められたため、当該点検データを修正及び対応検討	C	
7	3号機	可燃性ガス濃度制御系（B）再結合装置入口流量調節指示計点検において、当該計器付属保守用キーボード及び数値表示部に動作不良が認められたため、当該部を修理	D	
8	3号機	原子炉補機冷却系冷却水ポンプ（A）ドレン弁にシートパス（連続滴下程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	3号機	残留熱除去海水系ポンプ（D）出口圧力計元弁点検において、当該弁体に腐食が認められたため、当該弁を交換	D	
10	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（30-47）水圧制御ユニット隔離弁ハンドルと計装用空気配管ゴムホースが接触しているため、当該部を点検・修理	C	
11	3号機	残留熱除去（B）系ポンプ室局所空調機海水出口弁等（計2台）点検において、弁体及び弁棒に腐食が認められたため、当該弁を修理	C	12月19日再審議にてグレード変更 D → C
12	3号機	原子炉建屋中地階制御棒駆動ポンプ室機器ファンネルに上蓋パッキンの破れが認められたため、当該パッキンを交換	D	
13	3号機	残留熱除去海水系残留熱除去ポンプ油クーラ出入口弁等（計13台）の点検において、弁棒に腐食が認められたため、当該弁棒を交換	C	12月19日再審議にてグレード変更 D → C
14	3号機	社内管理資料の「定期事業者検査実施計画書」の作成不備が認められたため、当該実施計画書の作成および対応検討	C	
15	3号機	燃料操荷作業において、燃料交換機用計算機の動作不良が認められたため、対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	4号機	原子炉補機冷却水系熱交換器（A）サンプリング配管の保温材にはがれが認められたため、当該保温材を点検・修理	D	
17	4号機	原子炉建屋2階原子炉保護系用ケーブルトレイカバー等（計3箇所）にネジの紛失が認められたため、当該部を修理	D	
18	4号機	炉心スプレイ系水張り用復水圧力制御弁バイパス弁及び（A）系復水入口弁のグラウンド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	C	
19	4号機	床ドレンサンプルタンクのカナル放出操作において、流量調整弁調節器の開度信号が不安定な動作（ハンチング）が認められたため、当該調節器を点検・修理	D	
20	4号機	逃がし安全弁窒素ガス供給系（B）屋外窒素ガス配管ユニオン接続部より窒素ガスリークが認められたため、対応検討	C	
21	5号機	管理区域退出モニタ点検において、高汚染時用の案内音声に設定不良（低汚染時用の音声を設定）が認められたため、当該モニタを修理および対応検討	C	
22	5号機	廃棄物処理系廃液脱塩器樹脂入口空気駆動弁制御空気供給フィルタの上部キャップに破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	5号機	原子炉格納容器窒素ガス供給装置常時供給用加熱器温度スイッチ付指示計に設定不良（ドリフト）が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
24	6号機	主蒸気・抽気配管用油圧防振器（7台）点検において、内部部品に摩耗が認められたため、当該部品を交換	D	
25	6号機	復水器真空破壊弁（A）シール水供給弁空気駆動部点検において、制御電磁弁よりエアリークが認められたため、当該弁を修理	D	
26	6号機	主蒸気逃し安全弁及び安全弁機能検査において、主蒸気逃し安全弁（C）用テストフランジ接続部に漏えい（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
27	6号機	燃料プール冷却材浄化系燃料プール漏えい検出用水位スイッチの動作確認において、動作不良が認められたため、当該計器を点検・修理	C	
28	6号機	ほう酸水注入ポンプ（B）試運転において、ポンプより異音及びプランジャーの減速が認められたため、当該ポンプを点検・修理	C	
29	集中環境施設	洗濯廃液濃縮処理設備洗濯廃液乾燥機ドラムハンドリング制御盤において、ドラム位置表示に動作不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで